



中秋の候、組合員の皆様には益々ご健勝のこととご推察申しあげます。平素は組合運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「令和元年9月8日」台風15号の災害により被災された方々の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

関東運輸局は令和元年10月1日からの消費税率改定に伴う公定幅運賃の範囲の指定及び自動認可運賃等について公示した。事業者各位は公示された上限～下限の中から採用する運賃を選択し、それぞれが同局の認可を受けることになるが組合では各位の意向を確認し申請を行いました。羽田・成田の定額運賃についても現行認可を受けている組合員へは意向を確認し申請を済ませました。10月1日から実施予定だった初乗り距離短縮の運賃改定が見送られことについて「とても残念」、全国的なタクシー運賃改定見送りが大きな注目を集める中ですが、本年2月からは支部会等で距離短縮「初乗り500円、爾後100円」等、説明をしてきただけに言葉になりません。

見送りの決定は「当日午前で開催された物価問題に関する関係閣僚会議においてタクシー運賃改定に関し、異論がなされたとのことでした。要するに便乗値上げとか、景気動向に悪影響を及ぼすのではないかということのようですが、そのような議論が出たので国土交通省として本日の公示は消費税転嫁分のみとするということだった」と説明。

令和元年10月1日から初乗り740円となり新運賃の方がタクシー需要を落ち込ませる恐れがあり、組合員各位におかれましては、お客様に丁寧に説明して、安全運転に心がけてください。運賃改定については継続審査ときいていますが一日も早い初乗り距離短縮による新運賃の実施を切望いたします。

ライドシェア問題については、政府の規制改革推進会議に提案のあった「自家用車を用いたライドシェア」について、国土交通省は「運行管理や車両整備に責任を負う主体がないまま、ドライバーのみが輸送責任を負う形態は認められない」と回答しています。

また白タク問題については、羽田、成田、などの主要空港や、観光地で観光客相手の白タク行為が横行しています。これらライドシェア問題、白タク問題等についても、情報収集しつつ、行政、法人タクシー業界、関係団体等との連帯が必要となっています。

このようにタクシー事業を巡る環境は大きな曲がり角に差し掛かっており、日々変化しています。

一方、個人タクシー業界内においては、事業者数の激減をはじめ、飲酒運転・無車検運行・無免許運行・不適正営業の発生など問題が山積しています。確たる改善が進まないようでは、世論から「個人タクシー」の存在が疑問視されることになりかねません。組織、各団体、事業者各位が一丸となって安全性確保の徹底、サービス・資質の向上に取り組み、利用者の評価と信頼を取り戻していく必要があります。組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

神奈川個人タクシー協同組合 理事長 田邊和男

一般報告

1. 組合員事業廃止について

(金)金網 弘重 76歳 令和元年8月31日 一般廃業
(港)田代 博 68歳 令和元年9月26日 譲渡廃業
いつまでもお元気でお過ごしください。

2. 譲渡譲受の認可発表について

令和元年9月26日(木)認可が発表になりました。

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	所属予定の組合
(港)田代 博	68歳	長坂 健一郎	51歳	横浜個人タクシー協同組合

3. 許可期限更新における期限短縮者特別研修会の開催日時(変更になりました)

令和元年6月1日付許可期限更新者における期限短縮者(特別研修者)の特別研修会の開催について9月24日(火)から日程変更になりました。

受講義務者への受講義務通知につきましては、支局長より本人へ直接郵送されます。

日時 令和元年10月31日(木) 14:00～ (受付13:00～)

場所 自動車会議所(5階)にて実施

携帯品 運転免許証(または事業者乗務証)及び印鑑(認印可)

4. マスターズ認定申請書を提出致しました。

今年8月から11月30日の間に違反・過失事故等があった方は必ず組合総務までご連絡ください。届出書の提出が必要です。報告の遅れや後日判明につきましては、みつ星からひとつ星に降格となりますのでご注意ください。

5. 令和元年度「接客マナーコンテスト」の応募者を募ります

接客マナーコンテストの概要

① 目的

個人タクシーは、優秀適格者に対して当該事業免許(許可)を与えるという制度創設時に立ち返り、公共交通機関として真に利用者の信頼に応える事が重要であり、かつ早急に取り組む必要がある。

本接客マナーコンテストは、そのツール(手段)として用いて、一層お客様から真に実感されるサービスレベル・資質の向上を図る事を目的とする。

② 参加資格

マスター認定を受けている事業者で、日頃より良いタクシーサービスを提供している者参加(応募)の際、マスター認定を受けていない事業者であっても、実施年度の12月1日付けマスター認定予定者である者は参加(応募)する事が出来る。

マスター事業者「みつ星」の方は進んでチャレンジして下さい。

応募期限は令和2年1月10日(金)迄です。

☆ 神奈川県個人タクシー協会「マスター事業者コンテスト準本選会」

開催日 令和2年2月に開催予定 場所 未定

6. 10 月度支部会の開催及び日程について

	26 日(土)	27 日(日)
13:30	神奈川 ・ 戸塚	磯子 ・ 金沢
15:30	中央 ・ 南 ・ 港南	保土ヶ谷 ・ 旭

7. 消費税率改定に伴う公定幅運賃改定及び定額運賃改定の申請について

運賃改定申請について、公定幅運賃変更届は封書にて意向調査を行い、定額運賃変更届は現行認可を受けている組合員へは葉書にて意向調査を行い、申請を行いました。

※ 羽田空港・成田空港の定額運賃表を同封いたします。

8. 消費税改定に伴うメーター器各社の施工実施日程及び場所について

	金額(税込)	施工日程	時間	場所
横浜矢崎	20,900円	10月1日～10月2日	10:00～17:00	大明交通
三和矢崎	20,900円	10月1日	9:00～15:30	川崎大師
後藤(二葉)	22,000円	10月1日	17:00～21:00	神奈川協組
ニシベ	22,000円	10月1日～10月2日	10:00～17:00	ホームズ新山下店5階
オート電機	22,000円	10月1日	13:30～16:30	横浜営業所(片倉)

※ 必要に応じてハガキ等において組合員にご案内いたしました。後藤(二葉)メーターについては10月1日17時より30分刻みで25名ずつご案内の予定です。

※ 後部ドア用の新運賃シール(税込60円)及び車内用新運賃料金表を同封いたしますのでメーター器改訂後貼付して下さい。

※ シール剥がし等の作業はメーター器改訂作業場では行わない様にして下さい。

※ メーター器各会社への支払いは、組合費での請求となります。

9. 活性化事業計画の認定申請について

本年4月1日から準特定地域に指定されましたので、新たに「活性化事業計画の認定申請」が必要となり、組合員全員の「活性化事業計画の認定申請書」を9月中に運輸支局へ提出する必要がありますので、8月度の神個協情報に同封いたしました。未だ提出されていない方がおられますので大至急記入し提出して下さい。ご協力お願い致します。(住所・氏名・許可番号・団体名、は事務で印刷して配布いたしました)。

※ 組合 3F 総務まで早急に提出をお願い致します。

共済事業部報告

1. 8 月度事故報告

	加害	被害	自過失	双方	当逃	合計	人身
()内の数字は人身 本年当月発生件数	(1) 3	1 3	9	2	0	15	1
()内の数字は人身 前年同月発生件数	1	3	8	(2) 2	0	14	2
前年度と比較	+2	-2	+1	±1	-1	-2	-1

※ 9月1日(日)～10月31日(木)まで支部対抗交通安全コンクールが実施されています。事故の無い日が続く様に皆さん頑張りましょう。

2. 事故の傾向と対策について

- 停車中の前車に追突するなど一方的にこちらが悪い事故で、相手の車の修理費や人のケガについては、保険会社の損害鑑定人資格者が査定した結果で最終的な金額が決まりますので、勝手に安く見積もって相手に余計な一言を発するのはやめましょう。プロドライバーから一方的にやられた相手の方の気分をさらに害し、余計なトラブルや受ける必要のなかった刑事罰まで受ける恐れが生じます。
- あおり運転の末、暴行に及んだ男が逮捕された事件は世間の耳目を大いに集めました。かの映像は前後にカメラが付いていたので、暴行の状況にも克明に撮影できましたが、以前に組合員さんも乗客から同じような目に遭い、映像も記録されました。ドライブレコーダーを設置していない方は、必ず設置して下さい。前方だけにカメラのある方も、車内も写せるものに交換して下さい。

3. 令和元年 10 月度 L P G 販売価格について

掛売 86.9 円 (79 円 + 消費税 7.9 円)

4. 令和元年度 組合主催 支部対抗交通安全コンクールを実施中です。

期 間 令和元年 9 月 1 日 (日) ~ 令和元年 10 月 31 日 (木)
今年も各支部の交通安全コンクールの好成績をご期待申し上げます。
尚、東京海上日動(株)が今年も協賛して頂いています。

5. 東海日動あんしん生命 保険相談会

日 時 令和元年 10 月 7 日 (月) 14:00 ~ 16:00

場 所 組合事務所 1 階 休憩室

生命保険や医療保険などの加入や見直し等ご相談に応じます。

6. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の 1 か月前までの契約にご協力をお願いいたします。(組合の手数料収入の維持につながります。) 組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただき、保険料のお支払については現金一括(保険更新日までにお支払いください)または組合の親睦会制度を利用しての立替払い(10 回分割・一括より選べます)となります。よろしくお申し込み申し上げます。

7. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さるよう ご協力をお願いいたします(解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です)。継続車検時の保険料は 45,480 円(現金のみ取扱)となります。車検証・現契約証を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までに加入をお願いします。

8. 全個連団体生命保険の配当金が決まりました。

2018 年度(2018 年 7 月 1 日~2019 年 6 月 30 日)全個連団体生命の配当金は、契約保険金 100 万円につき 3,276 円(前年度比 3,756 円減少)となります。

		1 ヶ月当り	12 ヶ月加入
配 当 金	主契約 100 万円につき	261 円	3,132 円
	特約 100 万円につき	12 円	144 円
	合 計	273 円	3,276 円

2019年9月20日(金)に各位の口座に振り込みを行い、通知書を組合員ファイルにお入れしました。

9. 「風しんの追加的対策」に関する周知啓発について（依頼）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議 厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省では、昨今、感染拡大が続く風しんへの対策として、40～57歳（1962年4月2日～1979年4月1日生まれ）の男性を対象に、原則無料で風しんの抗体検査及び予防接種が受けられる「風しんの追加的対策」を推進しているところです。

今般、風しんの抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、ラグビー日本代表を起用したポスターやリーフレット等を作成し、全国の自治体等に配布するとともに、厚生労働省のホームページに掲載しましたので、お知らせします。

本年8月1日に策定された「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、「風しん対策として、特定世代の男性に対して、クーポン券を利用して抗体検査を確実に実施し、風しん抗体を十分保有しない者については、MRワクチンを接種するよう、関係機関の協力を得て広く周知する。」こととされていることから、こうした資材を活用して、抗体検査等の呼びかけを積極的に行うよう、貴職におかれましては関係機関及び関係団体への周知について特段の御配慮をお願いします。

外部報告

1. 神奈川県個人タクシー協会 会計検査会

日時 令和元年10月17日(木) 会計検査会 13時30分～
場所 神奈川県個人タクシー協会事務所

2. 神奈川県個人タクシー協会 会計監査会

日時 令和元年10月18日(金) 会計監査会 13時30分～
場所 神奈川県個人タクシー協会事務所

3. 全国個人タクシー事業連合会中間監査・全個商事監査役会

日時 令和元年10月24日(木) 11時～
場所 個人タクシー会館(中野区)

4. 全個商事営業拡大会議

日時 令和元年10月25日(金) 10時～
場所 個人タクシー会館(中野区)

5. 神奈川県協会 令和元年度「事業者講習会」実施

日時 令和元年11月6日(水) 13時～

場所 神奈川公会堂

出席者 昨年は理事全員が出席致しました。本年度は昨年度出席していない方を人選致しますので各支部1名のご出席をお願い致します。
神奈川個人の出席者案分数は14名です。

6. 全国個人タクシー事業連合会中間理事会

開催日 令和元年 11 月 13 日(水) 正副会長会議
令和元年 11 月 14 日(木) 第 69 回理事会
場 所 倉敷市

7. 信号機の無い横断歩道における歩行者優先等を徹底するための取組について

警察庁交通局交通企画課長(協力依頼)

警察では、自動車対歩行者の死亡事故の約 7 割が道路横断中に発生していることや、信号機の無い横断歩道における死亡事故では自動車の横断歩道手前での減速が不十分であることなどを踏まえ、昨年来、全国一斉の広報啓発期間を設ける等、信号機の無い横断歩道における歩行者優先等を徹底するための取組を推進しています。

さらに、我が国は、交通事故死者数に占める歩行中死亡者の割合が欧米諸国に比べて高いことや 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、歩行者優先が定着している諸外国からの訪日外国人観光客の増加が見込まれることから、更なるルール遵守の徹底が求められているところです。

その為、警察と致しましては、各都道府県において横断歩道に関わる交通ルール遵守に向けた各種取り組みを継続して推進するとともに、秋の交通安全運動では、期間中の 9 月 24 日から 26 日までの 3 日間のうち 1 日を対策強化日として各都道府県ごとに指定し、街頭における指導取締りや広報啓発活動を展開することとしています。

横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など、プロドライバーとして模範となる運転を引き続き実践して頂きますようお願い申し上げます。

8. 令和元年「秋の全国交通安全運動」実施について

関東運輸局神奈川運輸支局

(1) 期 間○

- ① 令和元年 9 月 21 日(土)～令和元年 9 月 30 日(月)の 10 日間
- ② 交通事故死ゼロを目指す日 9 月 30 日(月)

(2) 重 点○

- 1) 子どもと高齢者の安全な通行の確保および高齢運転者の交通事故防止
- 2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4) 飲酒運転の根絶
- 5) 二輪車の交通事故防止

(3) 事業用自動車の安全運行の確保

(4) 車両の安全対策の推進

(5) 子供、高齢者、障害者等の交通事故防止

(6) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(7) 覚せい剤や「危険ドラッグ」等の薬物の使用防止

(8) 事業用自動車の事故等の情報の提供

(9) 広報活動の推進

(10) 事故に関する報告

無線営業部報告

1. 8 月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	7216 件	3763 件	3453 件	52.1%
昨年度	5927 件	3794 件	2133 件	64.0%
増減数	1289 件	-31 件	1320 件	

2. 8 月度新規契約状況 1 件

- ① 契約先名称 小雀建設株式会社
契約先住所 〒244-0004 横浜市戸塚区小雀町 129 番地 3
電話番号 045-851-3646
お客様コード No. 0588-000
令和元年 8 月 30 日付で新規契約になりました。

3. チケット無効報告 4 件

- ① 契約者名称 日本発条(株) 秘書部
住 所 〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-10
電話番号 045-786-7343
お客様コード No.0275~105
チケット番号 632741~632760
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット契約者が 2019 年 9 月 2 日付を以って、紛失致しましたので共通利用無効を御通知致します。
神奈川個人タクシー協同組合
- ② 契約者名称 佐藤兵實
住 所 〒233-0003 横浜市港南区港南 2-20-22
電話番号 045-842-7914
お客様コード No. 1005-000
チケット番号 全て
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット契約者が 2019 年 9 月 3 日付を以って、解約致しましたので共通利用無効を御通知致します。
神奈川個人タクシー協同組合
- ③ 契約者名称 (有)渡邊喜一商店
住 所 〒220-0042 横浜市西区戸部町 1-5
電話番号 045-231-5616
お客様コード No.1144~000
チケット番号 全て
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット契約者が 2019 年 9 月 3 日付を以って解約致しましたので共通利用無効を御通知致します。
神奈川個人タクシー協同組合

- ④ 契約者名称 学校法人 あゆみ学園
住 所 〒233-0003 横浜市港南区港南 5-1-8
電 話 番 号 045-844-3591
お客様コード No.0959~000
チケット番号 全て
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット契約者が 2019 年 9 月 10 日付を持って、解約致しましたので共通利用無効を御通知致します。

神奈川個人タクシー協同組合

4. 9 月度苦情報告 1 件

① 戸塚支部員

新横浜駅から乗車したが乗車中ずっとため口で気分がわるかった。領収書は出さず、荷物は降ろしてくれたがベビーカーの上に置かれ、子供を抱えたままベビーカーに乗せられない。荷物渡され身動き取れず、主人にマンションの下まで迎えに来てもらった。荷物が多いことからタクシーを利用したのに、料金は返してもらいたい。

② 適正化委員会報告

9 月 25 日適性化委員会を開催し前記戸塚支部員について事情を聴取し審議を行った。当該組合員については、接客に真面目に取り組んでいることは理解できましたが、お客様の気持ちを上手く汲み取れず、自分の思いが先行してしまい行き違いが起きるように見受けられました。2 年前ではありますが過去 2 回の接客不良による苦情があり、今回を含め 3 回という事で、嚴重注意と誓約書処分と致しました。

5. タクシーセンターより指導

① 神奈川支部員

新横浜駅構内で電子タバコを吸っているところを同業者に見られタクシーセンターに通報されセンターから指導するようにファックスがありました。

6. お褒めの葉書き

① 戸塚支部員

葉書きの全てに○印が付いていて備考欄に安全運転でとっても気持ちよく帰って来られました。ありがとうございました。

② 保土ヶ谷支部員

葉書きの全てに○でした。備考欄には乗車時車内の香りがとても爽やかに感じ接客態度も申し分なく安心して乗車できほっとしました。

7. 横浜ベイシェラトンホテルタクシー乗り場ルール違反者

ベイシェラトンに着けている他協組組合の個人タクシーに、お客様が行き先と道が狭い旨を告げたところ返答を渋ったため乗車せずベイシェラトンへ苦情を申し入れた為ベイシェラトンより所属組合へ苦情として連絡された。当該組合ではその組合員へ 1 ヶ月間のベイシェラトンホテル入構禁止処分としました。

組合員の皆様も横浜ベイシェラトンホテルで仕事をされている方は乗り場運用ルールを守り、接客には十分な注意を払って下さい。

8. 東横線日吉駅西口タクシー乗り場(暫定)運用ルールの徹底及び街頭指導実施について
街頭指導計画 10月2日(水)・9日(水)・15日(火)・18日(金)・24日(木)15:00~16:00
神奈川個人タクシー協組の担当日は10月9日(水)です。
- ・住宅街においてスピードを出して走行する車両が危険である
 - ・一時停止をしない車両があり、非常に危険である
 - ・ハザードを点滅させ停車しているタクシーがそのまま動き出すため危険

9. 神奈川タクシーセンター指導課より

令和元年10月・11月の指導計画

10月・11月については、違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導を行います。
なお、客待ち待機中の喫煙行為等の迷惑行為については、減少傾向にはあるものの相変わらず苦情も多いため、指導強化と周知徹底を図ります。

10月の指導重点地区

1. 上大岡駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
 2. 川崎駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
 3. 横須賀市京急久里浜駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
- *その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

11月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
 2. 川崎駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
 3. 横須賀中央駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
- *その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

10. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例1

タクシーを迎車で呼び、道に不慣れな親類を乗車させ、事前に教えた通りの道順を運転者に伝えたところ、運転者は「こっちの方が近いから」と言い、違うルートで走行をされた。親類は不安になり途中で降車した。

■事例2

実車中にも関わらずスマホで野球中継を観戦しながら走行をされた。注意をしたが「ラジオでは中継をしていない」と言い視聴を止めようとしなかった。乗客を乗せている自覚がなさすぎる。

◆事例1では、ドラレコで確認した所、〇〇バス停と言う指定を〇〇交差点と間違えてしまったとの事でした。お客様の中には地理に詳しくない方もいますので、安心して乗車できるように丁寧な経路確認やカーナビの使用、また状況によっては地図等でお客様に確認を取りながら接客を行う様に運転者教育の徹底をお願い致します。

◆事例2では、本事例は報道等でも問題になっていますが、法律に違反するのは勿論のこと、重大事故につながる可能性もあります。お客様に不安を感じさせるような運転は、安心・安全・快適なサービスを提供する目的に反しますので、厳に慎まれる様に運転者教育の徹底をお願い致します。

※最近、経路確認の不徹底が原因で起こる接客態度不良の苦情が多く当センターに寄せら

れています。お客様がご乗車された際には、行先を復唱の上、経路確認を必ず行う様に運転者教育の徹底をお願い致します。

財政部報告

1. 消費税改定に伴い手数料・使用料等の消費税の改定について

- (1) 税務申告費 1ヶ月 1,080円(消費税込) → 1,100円(消費税込)
- (2) 共済事業掛金 1ヶ月 1,550円(非課税) **変更無し**
内訳 (一般900円・車輛保険免額500円・対物保険免責額150円)
- (3) 無線機使用料 1ヶ月 2,948円(消費税込) → 3,000円(消費税込)
- (4) 無線機保守料 1ヶ月 324円(消費税込) → 330円(消費税込)
- (5) 換金手数料 3.6%(消費税込) → 3.7%(消費税込)
- (6) 換金手数料(福祉タクシー利用券) 0%(消費税込)
- (7) 配車手数料 1回につき 54円(消費税込) → 55円(消費税込)
(消費税込、最高40回配車/月まで)

※ その他、組合での販売品について消費税の値上げ分を転嫁した金額に改定させていただきます。

2. 8月分までの賦課金等未納状況

9月25日16:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 41名 4,477,078円

3. 未納者への督促及び対策について

(8ヶ月) (旭)野崎茂

(4ヶ月) (中)尾倉洋一

(3ヶ月) (戸)松島修一 (戸)山本正根 (港)山下次郎 (南)今井博明 (磯)輿石富士雄

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

病気・けが・・・・・・・・・・2名 譲渡者・・・・・・・・・・5名

廃業者・・・・・・・・・・2名 9名 3,961,191円

4. 令和元年8月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 元年8月分換金額	8,616枚	59,020,509円	6,850円
H. 30年8月分換金額	10,624枚	72,601,587円	6,833円
増減額	-2,008枚	-13,581,078円	+17円

5. 令和元年8月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R. 元年8月分換金額	6,740枚	44,148,549円	6,550円
H. 30年8月分換金額	8,510枚	55,194,267円	6,486円
増減額	-1,770枚	-11,045,718円	+64円

6. 令和元年8月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

8 月度 (184台)	枚 数	金 額	1枚当たり「参考」
デビットカード	0 件	0 円	0 円
クレジットカード	1,557 件	8,899,570 円	5,716 円
カード会社チケット	1,692 件	13,020,549 円	7,695 円

7. 平成30年8月度 デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

8 月度 (370台)	枚 数	金 額	1枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	1,450 円	1,450 円
クレジットカード	2,972 件	17,287,920 円	5,817 円
カード会社チケット	1,681 件	12,733,477 円	7,575 円

8. 令和元年8月度 タイムズペイ・カード換金実績

8 月度 (331台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
タイムズカード	1,864件	9,546,320 円	5,121 円

9. 令和元年8月度 神奈川個人発行チケット処理 (参考資料)

神奈川個人 (窓口)	2,275 枚	12,506,730 円	5,497 円
横浜個人	1,171 枚	8,311,940 円	7,098 円
川崎個人	59 枚	511,450 円	8,669 円
川崎第一個人	30 枚	192,470 円	6,416 円
横須賀個人	27 枚	276,870 円	10,254 円
浜協個人	231 枚	1,380,600 円	5,977 円
県央個人	30 枚	340,490 円	11,350 円
東京個人	296 枚	3,680,240 円	12,433 円
その他	32 枚	177,900 円	5,559 円
合 計	4,151 枚	27,378,690 円	6,596 円

10. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について
8月廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
磯	上田吉雄	15	6	50,000円	443,775円	0円	493,775円
磯	木村吉男	27	9	100,000円	640,685円	145,500円	886,185円
金	金綱弘重	22	11	100,000円	512,645円	0円	612,645円
	合 計			250,000円	1,597,105円	145,500円	1,992,605円

※8月分の廃業慰労金の徴収額は3,293円となり、10月に請求致します。

※8月分の譲渡支援金の徴収額は、横浜個人への譲渡につき0円です。

11. 帳簿係よりお願い

- ① 9月に事業税を納付された方は、経費になりますので収支明細表の租税公課の欄に記入して下さい。また、今年自動車税を納付されて未記入の方も記入して下さい。
- ② 運転日報集計表の提出が遅い方がいらっしゃいます。集計表の提出期限は、翌月実働3日目までです。何らかの事情で遅れる場合はご一報下さい。ご協力をお願いします。長期休業(一週間以上)をされた方は、必ず運転日報集計表に理由を記入して下さい。手書きの集計表を使用されている方は、集計表の欄外、若しくは収支明細表の特殊事項記入欄に記入して下さい。
- ③ 確定申告の青色申告特別控除(65万円)を受ける為には普通預金の月末残高が必要です。(チケット換金分が入金される普通預金残高のみ) 毎月必ず収支明細表の左下欄に記入をしてください。

12. 経済産業省 キャッシュレス・消費者還元事業(ポイント還元事業)

小規模事業者がキャッシュレス決済を行った場合5%のポイントを消費者に還元できる経済産業省の補助金事業で、対象期間は令和元年10月1日～令和2年6月30日です。神奈川個人では「タイムズペイ」によるクレジット決済の取扱い及び「PayPay」によるQRコード決済の取扱いを対象に、経済産業省のキャッシュレス・消費者還元事業(ポイント還元事業)を行うべく準備を進めておりますが、「タイムズペイ」「PayPay」ともに動きが遅く、ポイント還元開始は10月1日より遅れる見込みです。ポイント還元が可能となりましたら、速やかに各位へお知らせ致します。